

一般社団法人 日本医学教育評価機構
評価事業基本規則

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 総合評価部会
- 第3章 評価委員会
- 第4章 評価員
- 第5章 基準・要項検討委員会
- 第6章 異議審査委員会
- 第7章 評価者研修委員会
- 第8章 その他
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）における評価事業に関し必要な事項を定める。

(評価事業)

第2条 評価事業は、社員総会で決議された事業計画に基づき、総合評価部会及びその下部組織がこれを行う。

- 2 総合評価部会の下部組織は、評価委員会、基準・要項検討委員会、異議審査委員会および評価者研修委員会で構成される。

(評価の判定)

第3条 審査の結果、「認定」の判定を受けた国公私立大学医学部・医科大学（以下、「医学部等」という。）の認定期間は7年間とする。

- 2 認定の始期は、審査を行った翌年度の4月1日からとする。

第4条 前条の規定にかかわらず、評価領域全般にわたって概ね評価基準に適合しているものの、改善すべき点が多いと判断した場合は「期限付認定」と判定することができる。

- 2 「期限付認定」の認定期間は3年間とし、始期は、審査を行った翌年度の4月1日からとする。
- 3 「期限付認定」の判定を受けた医学部等は2年以内に改善報告書を提出するものとする。

第5条 「期限付認定」の判定後、3年以内に実施する追加審査において改善の事実が確認されない場合は「不認定」とすることができる。

(評価の本旨)

第6条 評価事業の実施にあたっては、医学部等の教育プログラムについて、本機構の定める基準により公平かつ適正に評価することを本旨とする。

(評価の実施方法)

第7条 評価は、本機構の定める自己点検評価項目に基づいて作成された自己点検評価報告書、その他の書類の評価及び実地調査を通じて行う。

(評価手続き)

第8条 評価を申請する医学部等は、指定の期日までに、評価申請書を理事長あてに提出するとともに、所定の自己点検評価報告書その他の資料を、指定の期日までに、機構あてに提出しなければならない。

2 前項に定める資料の他、評価に必要な資料の追加提出を求めることができる。

(審査保留)

第9条 医学部等から提出された自己点検評価報告書その他の資料が不十分で、審査の実施が困難と判断したときは、次年度以降再申請するものとする。

(評価結果の公表等)

第10条 理事長は、評価の結果について総合評価部会の決定を得た後、速やかにその結果を当該医学部等に通知しなければならない。

2 前項の評価結果報告書を機構のホームページ等で公表する。

(守秘義務)

第11条 機構の役職員、並びに評価事業に関わる者は、評価事業及びその付帯事業の遂行により取得した医学部等及びその関係者に関する情報について、守秘義務を負う。ただし、総合評価部会が評価事業の実施・公表のために必要と認めた場合を除く。

第2章 総合評価部会

(目的)

第12条 評価事業に関する専門委員会として、総合評価部会を置く。

(権限)

第13条 総合評価部会は、以下の業務を行う。

- (1) 評価報告書の作成
- (2) 「医学教育分野別評価基準」、「医学教育分野別評価実施要項」の策定・改訂等評価事業及びその他関連業務の基本事項の作成
- (3) 評価委員会、基準・要項検討委員会、異議審査委員会、及び評価者研修委員会の各委員の選任
- (4) 評価報告書に対する医学部等からの異議の採否を決定し、必要があるときは評価報告書の修正
- (5) 評価事業基本規則の改正案の作成
- (6) その他、理事会から指示された事項

(総合評価部会部会長の選任)

第14条 総合評価部会部会長は、理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 総合評価部会部会長は、総合評価部会の代表として部会を統括する。
- 3 総合評価部会部会長は、部会員の中から副部会長を指名し、部会長を補佐させるものとする。

(総合評価部会部会員)

第15条 総合評価部会部会員は、総合評価部会の各委員会委員長で構成する。

(任期)

第16条 総合評価部会部会長及び部会員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 総合評価部会部会員が任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合評価部会の開催)

第17条 総合評価部会は、原則として毎年2回定時に開催する。

- 2 臨時総合評価部会は、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 評価報告書に対する医学部等からの異議を審議する必要があるとき。
 - (2) 総合評価部会部会長が必要と認めたとき。
 - (3) 総合評価部会部会員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- 3 前項(1)の異議の審議は、異議審査委員会の異議審査報告書が総合評価部会に提出された後に行われる。

(招集)

第18条 総合評価部会は、総合評価部会部会長が招集する。

2 総合評価部会の議長は、総合評価部会部会長が務める。

(定足数)

第19条 総合評価部会は、総合評価部会部会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第20条 総合評価部会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した総合評価部会部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総合評価部会部会員は、その所属もしくは利害関係を有する医学部等に関する議事に参加できない。

(書面表決)

第21条 やむを得ない理由のため総合評価部会に出席できない部会員は、あらかじめ通知された議題事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、当該総合評価部会部会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総合評価部会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第3章 評価委員会

(目的)

第23条 評価事業及びその付帯業務に関する具体的な事項の決定・評価の実施、評価報告書原案の作成を行う委員会として、総合評価部会の下に評価委員会を置く。

(権限)

第24条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書原案を作成する。
- (2) 評価員を選任し、または解任する。
- (3) 評価する医学部等ごとに評価チームを編成する。
- (4) 評価事業及びその付帯業務について、総合評価部会の他の委員会の担当に属さない事項の処理。

- 2 評価委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価事業に関し理事会の諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第25条 評価委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員または学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第26条 評価委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第27条 評価委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第28条 評価委員会委員長及び委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評価委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第29条 評価委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 評価委員会委員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議長)

第30条 評価委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議事録)

第31条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 評価員

(目的)

第32条 評価員は、医学部等の自己点検評価報告書、その他の資料を調査し、実地調査を行い、当該医学部等の評価報告書(案)の作成等の職務を行う。

(評価員の選任)

第33条 評価員は、評価委員会委員長が推薦し理事会において選任するものとし、総合評価部会部会員、評価委員会委員との兼務を妨げない。

(評価員名簿)

第34条 評価委員会委員長は評価員に選考した者を、評価員名簿にその氏名、所属、連絡先を記載する。

(評価チーム)

第35条 評価チームは、評価する医学部等ごとに評価委員会が編成することとし、評価員の構成については、原則として医学部等の教育研究活動に見識を有する者とする。

- 2 評価チームの評価員と評価対象の医学部等との間の利害関係の取扱いは、「一般社団法人 日本医学教育評価機構倫理規則」による。

(権限)

第36条 評価チーム評価員は、評価チームの一員として、評価対象医学部等について、第32条に規定する職務を行う。

(主査・副査)

第37条 評価チームごとに主査1名、副査1名を評価委員会において選考する。

- 2 主査は、評価チームを統率するとともに、評価チームの調査報告書案を取りまとめる。
- 3 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、これに代わって主査の職務を行う。

(評価員の義務)

第38条 評価員は、原則として、機構が行う評価者研修等の受講経験者でなければならない。

(任期・退任・解任)

第39条 評価員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評価員が任期途中で退任する場合は、評価委員会委員長あて文書で届け出るものとする。
- 3 評価委員会は、評価員が、心身の故障等により十分な評価活動ができないと認める場合及び評価員として品位を欠く行為があると認める場合には、これを解任できる。

第5章 基準・要項検討委員会

(目的)

第40条 評価事業及びその付帯業務を遂行するための医学教育分野別評価基準、医学教育分野別評価実施要項等に関する原案等を作成し、総合評価部会に答申する委員会として総合評価部会の下に基準・要項検討委員会を置く。

(権限)

第41条 基準・要項検討委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の原案または改正案を作成する。
- (2) 評価実施要項の原案または改正案を作成する。
- (3) 評価手続き等に関する具体的な事項案を作成する。

2 基準・要項検討委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、基準・要項に関し理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第42条 基準・要項検討委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第43条 基準・要項検討委員会に委員長を置き、理事長が推薦し理事会において選任する。

2 基準・要項検討委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第44条 基準・要項検討委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第45条 基準・要項検討委員会委員長及び委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 基準・要項検討委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第46条 基準・要項検討委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第47条 基準・要項検討委員会の議長は、委員長が務める。

(議決)

第48条 基準・要項検討委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決定するところとする。

(議事録)

第49条 基準・要項検討委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

第6章 異議審査委員会

(目的)

第50条 評価報告書に対する医学部等から申請された異議を審査するため、総合評価部会の下に異議審査委員会を置く。

(権限)

第51条 異議審査委員会は、医学部等から出された異議について、それが正当な理由あるものか否かを審査し、審査結果を総合評価部会に報告する。

2 異議審査委員会は、前項の事業のほか、異議審査に関し理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第52条 異議審査委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第53条 異議審査委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 異議審査委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第54条 異議審査委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

- 2 異議審査委員会委員は、審査の対象となる医学部等に所属若しくは利害関係を有する者は、当該医学部等の異議審査に加わることはできない。

(任期)

第55条 異議審査委員会委員長及び委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 異議審査委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催手続)

第56条 評価報告書に対し、評価を受けた医学部等から提出された異議は、理事長から総合評価部会部会長経由で異議審査委員会に付託され、異議審査委員会が開催される。

(招集)

第57条 異議審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 異議審査委員会委員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議長)

第58条 異議審査委員会の議長は、委員長が務める。

(議決)

第59条 異議審査委員会の議事は、原則として、当該委員会に出席し議事に参加した異議審査委員会委員全員の一致による。ただし、意見の一致をみるのが困難であると議長が判断した場合は、多数決によることができる。

(秘密会)

第60条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。ただし、必要に応じて議事要旨を作成する。

(異議審査報告書の作成)

第61条 異議審査委員会委員長は、審査の結果について異議審査報告書を作成し、総合評価部会部会長に提出する。

- 2 総合評価部会部会長は、異議審査委員会委員長から提出された異議審査報告書案を総合評価部会において承認を得た後、理事長に上申する。

第7章 評価者研修委員会

(目的)

第62条 医学教育分野別評価基準に基づき、医学部等における医学教育プログラムを公正かつ適正に評価する評価員を養成するため、総合評価部会の下に評価者研修委員会を置く。

(権限)

第63条 評価者研修委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 研修プログラムの企画・実施
- (2) 研修資料等の作成及び講義
- (3) 研修修了者名簿の作成

2 評価者研修委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価者研修について理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第64条 評価者研修委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第65条 評価者研修委員会に委員長を置き、委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 評価者研修委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第66条 評価者研修委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第67条 評価者研修委員会委員長及び委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 評価者研修委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第68条 評価者研修委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第69条 評価者研修委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれを務める。

(議決)

第70条 評価者研修委員会の議事は、出席した評価者研修委員会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

第71条 評価者研修委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第8章 その他

(評価手数料)

第72条 医学教育プログラムの評価申請した医学部等は、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

(評価に関する諸規則)

第73条 この評価事業基本規則に定めるもののほか、評価事業に関し必要な事項は、総合評価部会において別途定める。

(改正)

第74条 この評価事業基本規則の改正は、総合評価部会の発議に基づき理事会において行う。

附則

1. 本規則は、平成27年12月11日に制定し、同日より施行する。
2. 本規則は、平成29年3月27日から施行する。